

三重県新地震・津波対策行動計画
(中間案)

わたしたちの郷土「みえ」を後世に残すために
今、なすべきこと

平成25年3月

三 重 県

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 東日本大震災の教訓	1
2 三重県における大規模地震発生の緊迫性	4
3 三重県のこれまでの地震対策	5
4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題	7
5 国の地震・津波対策の取組方向	12
6 三重県の地震・津波対策の取組方向	15
第2章 計画の基本的な考え方	17
1 目的（三重県の決意）	17
2 計画の性格	18
3 計画期間	18
4 取組主体	18
5 進行管理	19
第3章 基本方向と目標	20
1 めざすべき姿	20
2 施策体系	20
3 減災目標（施策推進による減災効果）	23
第4章 行動計画	24
1 災害予防・減災対策	24
2 発災後対策	37
3 復旧・復興対策	51
（参考資料）	57
1 三重県新地震・津波対策行動計画の検討の流れ	57
2 用語の説明	57

第1章 計画策定の背景

本計画は、次に三重県で発生するおそれのある地震・津波に対して万全の「備え」を行うため、県が今なすべき対策を実行に移すために策定するものです。

第1章では、計画策定の背景として、東日本大震災の教訓、三重県における大規模地震発生の一迫性、これまでの地震対策の取組などを可能な限り考慮して、今後の対策の方向性について打ち出しました。

1 東日本大震災の教訓

東日本大震災は、従来の想定をはるかに超える津波により東北地方に甚大な被害をもたらしただけでなく、2分以上続いた震度5以上の強い揺れ、長周期地震動、液状化等により、東日本の広範囲にわたってさまざまな影響を及ぼし、その対応には被災地外から多数の応援が行われました。

一方、日頃からの避難訓練等の地震・津波対策によって救われた命も数多くありました。東日本大震災を教訓として、今後二度と同じ被害を繰り返さないよう、あらゆる対策を検討することが求められています。

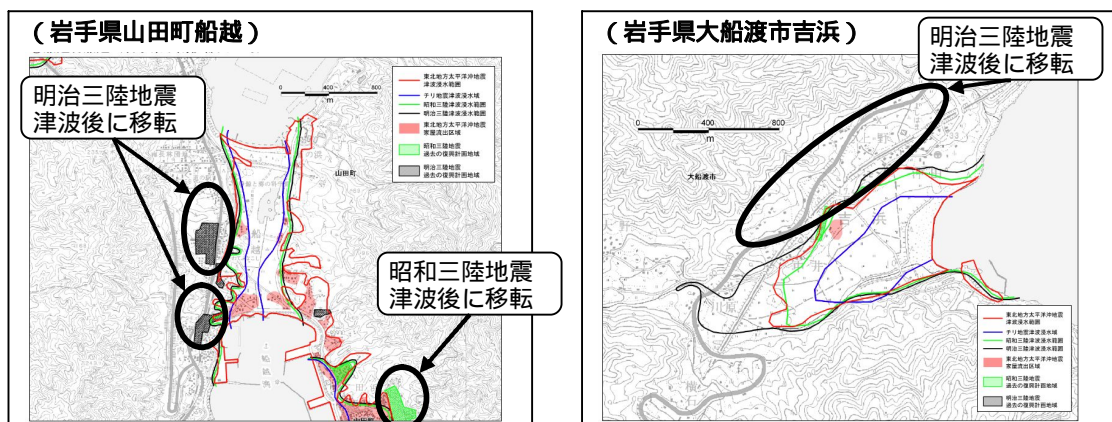
(1) 想定をはるかに超える津波

地震直後に発生した津波が、整備されていた防潮堤を越えて市街地を襲いました。これまでの想定をはるかに超えた津波により、堤防や護岸が損壊し、道路橋や鉄道橋、家々が押し流されるなど、その破壊力をまざまざと見せつけられました。

また、特に平野部では、津波浸水ハザードマップで想定されていた浸水範囲よりもはるかに内陸まで浸水するに至り、多くの被害をもたらしました。

地震発生後に直ちに高台へ避難していた人々は助かりましたが、過去の体験等から「自分のところには津波が来ても大した被害はない」と考えて逃げなかった人や、家族を迎えに行ったり、渋滞に巻き込まれたり、避難場所がわからないなどの理由で逃げ遅れた人々の多くが被害に遭いました。

過去に浸水履歴のある地区でも大きな被害が発生した一方で、岩手県山田町船越地区や、大船渡市吉浜地区のように、先人の被災経験に学び、高台に移転した集落の中には、被害を受けずに済んだ場所もありました。



(出典) 中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会「今回の津波における高地移転等を行った地域の状況」(平成 23 年 7 月 10 日第 5 回会合 参考資料 1)

(2) 揺れ、液状化による被害

津波による被害だけではなく、強い揺れにより、建物被害や斜面の崩壊、道路や橋、鉄道施設等への被害が発生し、被災地への通行が困難となったことが、地震発生直後の災害対応全般の遅れにつながりました。

また、埋立地では、液状化によって建物が傾いたり、ライフラインが途絶して日常生活に大きな影響が発生しました。

さらに、東北地方から遠く離れた地域でも、人々が集まるホールにおいて天井の落下事故が起きたほか、長周期地震動の影響を大きく受けた高層建築物では、エレベーターの停止、閉じ込め事象等が発生しました。

(3) 不自由な生活環境

自宅を失った被災者は膨大な数となり、水や食料をはじめとする物資はもちろん、それらを運ぶ車両や、ガソリンまでもが不足しました。また、市町村の職員が被災したために、被災者を支援する人手も大幅に不足することとなりました。

また、避難所等での不自由な生活環境が原因となって病気を発症したり、持病が悪化したり、被災地から遠方へと避難する際に体調を崩す被災者もいました。

(4) 被災地外からの支援活動

被災地では全国から救助・救援活動が行われ、物資等の支援がなされました。被害が甚大であった地域に隣接し、被害が比較的小さかった地域(岩手県遠野市や住田町、宮城県登米市等)が、人員や物資等の中継拠点として、また被災者の一時的な生活場所として、大きな役割を果たしました。

(5)長期にわたることが予想される復興

現在、震災から2年が経過しましたが、元の暮らしを取り戻すまでには至っていません。

津波で大きな被害を受けた地域では、二度と同じ被害を繰り返さない新しい「まち」を造るため、被災者、行政、ボランティア、有識者・専門家たちが総力をあげて復興に向けた取組を進めています。

多くの住民の意見を取り入れ、なおかつ災害から暮らしを守るための新しい「まち」を実現するには、長い年月を必要とします。

地震や津波によって被災すると、つらい避難所生活を余儀なくされます。また生活再建までの道のりは長く続きます。

将来、三重県が大規模地震により被災した時、東日本大震災の教訓をふまえて、できるだけ被害を減らすとともに、早急に県民の皆さんの生活を再建するための取組が必要となります。しかし、一部の人々の「備え」によって、想定される被害が少し減るだけでは、準備としては不十分です。

東日本大震災で被災した東北地方の市町村は、過去にも津波で大きな被害を受けてきた地域であり、その教訓から全国でも高い防災意識を持って「備え」を進めてきた地域でもありました。しかし、過去の災害規模をはるかに凌ぐ大きな地震と津波の発生により、再び大きな被害に見舞われました。

阪神・淡路大震災では、地震発生直後は水や食料がなく、被災地では大変な思いをしましたが、概ね3日後に支援物資が届くようになりました。そのため、「自宅で3日分の水・食料を備蓄しよう」と言われてきましたが、東日本大震災では、あまりに広い範囲で膨大な量の物資が必要となり、さらに道路の被害、燃料の枯渇もあり、3日以上経っても支援物資が届かない地域がありました。

このように、過去の災害をふまえた「備え」は重要ですが、「想定外の災害」が起こる可能性もあります。

予断を持たず、あらゆる可能性も想定して、県民の皆さん、事業者の皆さん、行政それぞれの「備え」が重なり合い、強い力となるような準備が大切です。

そのため、今からできる準備を本計画に沿って行動に移し、一体となって着実に必要な対策を推進していくことが必要です。

2 三重県における大規模地震発生の緊迫性

三重県は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1605年（慶長9年）の慶長地震、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、約100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とする海溝型地震が繰り返し発生し、県内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、多くの人命が失われてきました。また、1586年（天正13年）の天正地震や1854年（安政元年）の伊賀上野地震など、活断層を震源とする内陸直下型地震も発生しており、そのたびに大きな被害を受けてきました。

なかでも、津波による被害について、先人たちは、津波供養塔（南伊勢町贄浦、紀北町紀伊長島区地内等）や津波到達地点を示す碑（鳥羽市浦村町、熊野市新鹿町地内等）を建立することにより、被害の様相を伝え、教訓を決して忘れることのないよう、それぞれの地域において今に継承するなど、三重県は、長年にわたり繰り返される地震・津波による被災の歴史と真正面から向かい合ってきました。

現在、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成25年1月1日時点）によれば、大規模地震の今後30年以内の発生確率（参考値）は、東南海地震で70～80%、南海地震で60%程度、東海地震はいつ発生してもおかしくないとされ、88%と公表されています。このうち、東南海地震については、平成24年1月1日時点での発生確率（70%程度）の引き上げが行われるなど、地震発生の緊迫度が増しつつある状況にあります。

3 三重県のこれまでの地震対策

(1) 東日本大震災の発生前における地震対策（平成 14 年度～22 年度）

三重県では、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」に基づく地震防災対策強化地域として、18 市町村（平成 25 年 3 月現在 10 市町）が指定を受け、地震防災対策を強化すべき地域となっています。また、「東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域には、県内全域が指定されるなど、地震防災対策を推進すべき地域ともなっています。

こうしたことから、県では、平成 14 年度に「三重地震対策アクションプログラム（平成 14 年度～18 年度）」、平成 19 年度に「第 2 次三重地震対策アクションプログラム（平成 19 年度～22 年度）」を策定し、これまで対策を進めてきました。

しかしながら、東日本大震災の発生は、これまでの対策のあり方が問われるなど、多くの課題や教訓を残すことになりました。

10 市町：桑名市、木曽岬町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市

(2) 津波浸水予測調査の実施（平成 23 年 10 月、平成 24 年 3 月）

東日本大震災では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の命が失われました。

このような教訓をふまえ、津波浸水予測地域における避難所配置の検証等、津波避難体制について早急に検討する必要が生じました。

一方、国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされました。

そこで、当時の県津波浸水予測図（平成 16 年 3 月実施、東海・東南海・南海地震連動発生を想定、地震規模マグニチュード 8.7）では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震（マグニチュード 9.0）を想定した、県独自の津波浸水予測調査を実施しました。（平成 23 年 10 月に速報版、平成 24 年 3 月に確定版を公表）

この調査結果については、現在、県内各地域において、津波避難対策を立案するための基礎資料として活用されています。

(3)三重県緊急地震対策行動計画の策定と推進(平成23年10月~24年度)

また、東日本大震災の発生を受けて、待ったなしの危機感から「三重県緊急地震対策行動計画(平成23年10月~24年度)」(以下「緊急地震対策行動計画」という。)を策定しました。

この計画では、県民の皆さんの命を守るために、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げ、避難路や避難所の安全点検と整備、津波避難訓練の実施、住宅の耐震化、防災教育の推進など、「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策を進めてきました。

「緊急地震対策行動計画」の成果とその検証は、「4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題」として、別途P7~P11に記載しています。

(4)命を守る緊急減災プロジェクトの推進(平成24年4月~)

さらに、平成24年度から、県総合計画「みえ県民カビジョン」における選択・集中プログラムの一つとして、「命を守る緊急減災プロジェクト(平成24年度~27年度)」を位置づけ、現在、プロジェクトの達成に向けた取組を進めているところです。

4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題（平成 25 年 3 月末見込み）

（1）成果

「緊急地震対策行動計画」では、さまざまな課題がある中で、「すぐさま着手し、すぐに備えられ、すぐに改善できる」行動として、13 の「行動」を掲げ、具体的な取組を進めました。

その結果、それぞれの「行動」について、「着手」、「備え」、「改善」など確かな前進が見られました。主な行動結果（成果）は以下のとおりです。

行動 1 避難計画・避難訓練

「最大クラスの津波」への住民避難対策として、県独自の津波浸水予測調査を活用した避難計画づくりと、住民の避難訓練が実施されるように取組を進めました。

津波浸水が予測される 19 市町へハザードマップの作成支援を行いました。

また、沿岸部の津波避難訓練を実施し、50 地区の実施目標に対して 46 地区と、ほぼ目標に達し、平成 24 年 11 月の三重県・鳥羽市合同訓練など、全市民を対象とした大規模な避難訓練も実施されるようになりました。

行動 2 避難場所（施設・設備）

津波などに対し、適切な避難場所及び必要な資機材を確保するための取組を進めました。

津波避難に適した避難施設については、地域の状況に応じ検討が進められました。

衛星携帯電話や非常用発電機の整備支援も行いましたが、全市町の避難所の防災機能の点検では、「避難所としての機能」不足が判明してきています。

また、津波に関する統一標識に関して、設置指針の改訂や地域減災対策推進事業により市町支援を行いました。

行動 3 避難方法

適切な避難行動が行われるよう、避難方法の検討や避難路の整備を支援し、また、児童生徒や災害時要援護者の避難についても、重点的に検討が行われました。

円滑な住民避難に対する取組として、津波避難の三重県モデルで、熊野市芝園地区と伊勢市二見町において、一人ひとりの避難計画（MYまっぷらん）と地域の津波避難計画を作成し、避難訓練による検証を行いました。この結果をもとに、「三重県津波避難計画策定のための手引き」を作成しました。

避難路整備については、地域減災対策推進事業により市町支援を行いました。東日本大震災後、地域住民が整備した避難路に、手すりの設置等の公的支援がされる住民主体の先進事例も出てきています。(紀北町)

また、学校等での全ての避難経路の点検や、災害時要援護者の個別の避難計画の作成に全市町が着手するなど、各種取組が成果をあげています。

津波被害が予想される社会福祉施設については、各施設の位置情報を整理し、地図上で把握できるようにしました。障がい者の避難対策においては、関係団体に訓練参加を働きかけ、平成 24 年の三重県・鳥羽市合同防災訓練では聴覚障がい者が訓練に参加し、課題を検証しました。

行動 4 避難基準

住民の迅速な避難のために避難勧告・指示の発令基準の見直しや、避難支援に携わる防災関係職員等の行動ルールの周知などを目標に進めました。

防災関係職員の避難行動について、地域防災計画の修正、陸開等の操作委託の操作要領を改訂し、全市町と協定を結び直すことで、水防団(消防団)、自治会等の津波避難に関するルールの周知を図りました。

行動 5 情報提供体制

迅速な避難のため必要な正しい情報が提供される体制を構築するため、取組を進めました。

県・市町の防災行政無線の総点検を実施し、県防災行政無線の機器や非常用電源の配置を見直しました。その他、緊急速報メールの全市町導入や、市町の防災行政無線(戸別受信機)の整備、海拔表示の設置などの取組を進めました。

また、避難所での外国人への情報提供の支援ツールとして「避難所情報伝達キット 絵表示・多言語 つ・た・わ・るキット」を作成し、平成 24 年 9 月 2 日に実施した「三重県・鈴鹿市総合防災訓練・避難所運営訓練」において、外国人住民に参加いただき、キットの検証を行いました。

行動 6 住宅の耐震化等

住宅の耐震化や家具の固定について、取組を進めています。「耐震診断数」は、平成 23 年度から 24 年度の 2 か年で、計 7,000 件を目標として進めて、約 6,800 件の耐震診断が見込まれ、ほぼ目標を達成する見込みです。

家具の固定について、啓発と市町へ財政支援を行いました。平成 24 年度防災に関する県民意識調査によれば、家具を固定していない人は 45.8%で、今後も取組を継続していく必要があります。

行動7 重要施設の耐震化

県の庁舎の機能が果たせることができるかを緊急点検し、非常用発電機の位置や冷却方法など、設備改修の方向性を定め、今後、整備を進める予定です。

また、学校の耐震化、非構造部材の耐震化、災害拠点病院等の耐震化を進めました。

行動8 防災教育と人材の育成

高い防災意識の定着を図るため、学校や地域での防災教育の実施や、防災人材の育成・活用を図る取組を推進しています。

例えば、三重県教育委員会が作成した「防災ノート」を活用し、全ての学校で防災教育を実施したり、新たな啓発コンテンツを利用し、地域での啓発事業に取り組みました。しかし、新たな啓発コンテンツの利用できる数に限りがあるなどの課題により、目標とする活動地域には達しませんでした。

三重大学と協働で、「さきもり塾」による防災人材の育成を行い、平成24年度の特別課程受講生は17人と、目標とする育成人数を達成する見込みです。

学校における「学校防災リーダー養成事業」も平成24年度から始まり、2か年で、約650名の学校防災リーダーを育成する予定です。

行動9 避難場所（運営）

東日本大震災時の避難所運営について、女性や災害時要援護者への配慮の必要性が指摘されたことから、適切な避難所運営ができるよう、検討を行いました。

例えば、「避難所運営マニュアル策定指針」については、学識経験者やNPO等、さまざまな分野の委員から構成される策定委員会を3回開催し、9月からは東日本大震災被災地の避難所運営等について、ヒアリング調査（看護協会、イコールネット仙台、岩手県国際交流協会）を実施し、委員意見・調査結果を策定指針に盛り込み、平成25年1月に改定し市町へ公表しました。また、地域で活用するために「避難所運営マニュアル基本モデル」をあわせて作成しました。

一方、県立学校の資機材の整備としては、非常用発電機・簡易トイレ・毛布等を全校に整備し、加えて、孤立が想定される学校に衛星携帯電話等の整備を進めました。

また、福祉避難所未指定の市町へ働きかけを行った結果、未指定の17市町のうち7市町で福祉避難所が新たに確保されました。しかし、10市町において福祉避難所が未確保となっています。

行動 1 0 避難者支援

避難者に適切な備蓄物資が配付できるようにするとともに、円滑な避難者支援の取組について検討を行いました。

例えば、津波等により孤立した地域への救援ルートを確保する道路啓開作業を迅速に取り組むことができるよう道路啓開マップの作成を行いました。また、広域防災拠点の備蓄のあり方や、市町の備蓄のあり方について検討を行いました。今後は、災害時広域支援体制連絡会議において、市町と情報を共有しながら、具体的な検討を行います。

また、災害ボランティア支援センターのマニュアルの見直しや運営訓練を実施し、避難者支援で重要な役割を担うボランティア支援体制の強化を図りました。

行動 1 1 災害医療業務

東日本大震災では、津波被害による病院機能の麻痺等があったため、災害時にも適切な医療が受けられるように対策の検討を行いました。

三重県独自の浸水想定区域を基にした災害拠点病院及び二次救急医療機関の緊急点検を実施し、「三重県災害医療対応マニュアル」の見直しを進めました。

行動 1 2 応急体制の充実・災害対策本部の機能強化

東日本大震災や紀伊半島大水害などの教訓をもとに、災害対策本部の機能強化のため、本部組織の見直しを行いました。

また、津波避難への対応を主軸とした三重県地域防災計画の修正を実施しました。

こうした見直しをもとに図上訓練や実動の防災訓練を行い、計画見直しの検証を行いました。

加えて、専門的な技術や知識、資機材を活用していくため、37 件の防災関係協定の締結（見直しを含む。）を行い、さらに、連絡会議等の開催により、日常からの防災関係機関との連携強化も図りました。

行動 1 3 広域応援体制

大規模災害に対応した、広域応援（受援）体制について、検討を進めました。

中部圏及び近畿圏応援協定の見直しを行うとともに、広域防災拠点や緊急消防救助等広域応援活動拠点について「三重県広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置し、北勢地域の拠点整備を検討するとともに、広域防災拠点等のあり方について検討しました。

(2) 課題

対策を絞り込んだ「緊急地震対策行動計画」の集中的な取組により、津波浸水が予測される市町において、津波浸水予測調査を活用したハザードマップの作成や津波避難計画づくりが進むなど、着実に成果が上がっています。

しかしながら、県が毎年実施している「防災に関する県民意識調査」によると、東日本大震災後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が薄れつつある状況にあることが確認されました。

平成 23 年度の意識調査では、77.1%の人が、震災発生後に「防災に非常に関心を持った」と回答。平成 24 年度の同調査でその後の意識変化を調べたところ、「震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人が 39.4%いる一方、ほぼ同率の 41.9%の人が「時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と回答。

震災を機に高まった防災意識を、行動に結びつけていくことができるか、そのまま風化させてしまうのか、今まさに、大きな分岐点にさしかかっています。

「緊急地震対策行動計画」で着実に前進させた取組を後退させることなく、さらに進めるとともに、震災で得た貴重な教訓をしっかりと伝承し、県民の皆さんに芽生えた意識を風化させない、「防災の日常化」に向けた取組が必要となっています。

5 国の地震・津波対策の取組方向

県の地震・津波対策を強力に進めていくためには、国の方針や施策の方向性について押さえておく必要があります。

東日本大震災の発生以降の国の中央防災会議の動き等について、以下にまとめました。

(1) 全般的な防災対策

防災対策推進検討会議（平成 23 年 10 月 11 日設置）

国の中央防災会議の専門調査会として設置され、東日本大震災における政府の対応を検証し、震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るため、検討が行われました。

平成 24 年 7 月 31 日に公表された最終報告では、災害対策のあらゆる分野で、被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底し、以下のような基本原則の下に防災政策を推進すべきである、とされました。

一つの災害が他の災害を誘発することを認識する

最新の科学的知見を総動員する

あらゆる行政分野について、「防災」の観点からの総点検を行う

ハード・ソフトの組合せにより災害に強い国土・地域を実現する

自らの命と生活を守ることができる「市民」の力と民間との「協働」に期待する

災害リスクにしたたかな「市場」を構築する

防災対策に関しては、「楽観」を避け、より厳しい事態を想定する

災害対応に当たって、「平時」を物差しとすることは禁物である

限定的な情報の下、状況を把握・想定し、適時に判断する

災害対応は、「人の命を救う」ことを始めとして、すべて「時間との競争」であることを認識すべきである

被災者のニーズ変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する

被災地を以前の状態に戻すのみならず「よりよい復興」を実現する

被災地の復旧・復興は、地域特性や「地域力」への配慮が大切である

(2) 南海トラフ巨大地震対策

南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成 23 年 8 月 28 日設置）

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告（平成 23 年 6 月 26 日）をふまえ、東海・東南海・

南海地震の新たな想定地震を設定していくための方針を検討する目的で設置されました。

平成 24 年 3 月 31 日に、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波について、震度分布と津波高（50mメッシュ）の推計結果（第一次報告）がとりまとめられました。

また、平成 24 年 8 月 29 日には、津波高（10mメッシュ）と浸水域の推計結果（第二次報告）がとりまとめられました。

これらの結果によると、県内での地震による揺れは、震度 7 が 17 市町、震度 6 強が 10 市町、震度 6 弱が 2 市町、また県内で最大の津波高は 24.9m と示されました。

現在、長周期地震動の計算手法など、さらなる検討が行われています。（平成 25 年 2 月末現在）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（平成 24 年 4 月 20 日設置）

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震度分布と津波高の発表（平成 24 年 3 月 31 日）を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓をふまえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置されました。

平成 24 年 7 月 19 日に公表された中間報告では、巨大津波に対する総合的な対策と強い揺れに対する予防対策を中心に、当面取り組むべき対策として、以下のような対策が示されました。

海岸堤防等の整備

津波対策を特に講ずべき施設の耐波化、配置見直し等

災害リスクに対応した土地利用計画の策定・推進

津波対策基盤強化に関するしくみの確立

ハザードマップ等の整備促進

津波避難計画の策定促進

安全な避難空間の確保

確実な避難行動の確保

防災意識の向上、防災訓練の強化、人材育成

調査・研究の推進、観測体制の強化

情報伝達手段の多重化・多様化

耐震診断・耐震改修等の推進

重要なインフラ・ライフラインの整備、耐震化等の推進

長周期地震動対策、液状化対策の推進

また、平成 24 年 8 月 29 日には、南海トラフ巨大地震発生時に想定される人的被害・建物被害の推計結果（第一次報告）がとりまとめられました。

この結果によると、県内における建物の全壊棟数は最大で約 239,000 棟、死者数は最大で約 43,000 人と予測されました。なお、全国での被害は、全壊棟数が最大で約 238 万 6 千棟、死者数は最大で 323,000 人と推計されています。

今後、平成 24 年度末に向けて、経済被害も含めた被害想定全体のほか、南海トラフ巨大地震対策の全体の検討も行い、最終報告としてとりまとめられることとなっています。（平成 25 年 2 月末現在）

南海トラフ巨大地震対策協議会（平成 24 年 6 月 4 日設置）

南海トラフ巨大地震の発災時に、国の各府省庁、地方支分部局、関係地方自治体、指定公共機関等が緊密かつ迅速な連携を図ることができるよう、これらの機関が参画した場を設け、平時及び非常時に備えた関係を構築することを目的として設置されました。

これまでに 2 回の会合が開催され、国の対策の検討状況等、情報共有を行っています。（平成 25 年 2 月末現在）

6 三重県の地震・津波対策の取組方向

(1) 三重県地震被害想定調査の実施

県では、前回、平成 17 年 3 月に地震被害想定調査の結果をとりまとめました。しかしながら、同結果について、ハザードや被害の甚大さを表現する被害数量など啓発材料としての活用はできていたものの、地域課題の抽出や課題解決のための減災取組の設定といったことへの活用は、必ずしも十分なものではありませんでした。

一方、東日本大震災では、巨大津波や、津波に伴う広範囲かつ極めて大きな被害に加え、前回の調査では考慮していなかったような被害事象や生活支障等が発生しました。

これらを考慮し、今回実施している新たな地震被害想定調査では、今後の防災・減災対策での効果的な活用を図るため、以下の考え方のもと、調査検討を進めています。(平成 25 年 2 月末時点)

調査結果の活用促進

- ・ 県、市町等による今後の防災・減災対策での活用や、地域課題の抽出に資するような被害予測結果の提示をめざすものとする。
- ・ 被害予測結果については、後年度の減災取組による効果が把握できるような内容の提示をめざすものとする。

想定地震

- ・ 南海トラフを震源域とする巨大地震については、さまざまな観点からの対策検討の基礎資料とするため、「比較的高い頻度で発生してきた巨大地震」や「最大クラスの巨大地震」等、複数レベルの発生パターンを想定する。
- ・ また、三重県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定する。

被害想定項目

建物被害	火災被害
屋外転倒、落下物の発生	人的被害
ライフライン被害	交通被害
危険物	生活支障等
廃棄物	経済被害
その他(長周期地震動による被害等)	等

災害シナリオ

- ・ 災害発生時に何が発生するのか、時系列で表現した定性的な災害シナリオを作成する。

(2) 三重県地域防災計画（地震・津波対策編）の見直し

「三重県地域防災計画」については、東日本大震災で得た教訓や国の防災基本計画の改正をふまえ、これまでの「震災対策編」を「地震・津波対策編」と改め、その内容についても、全体構成の見直しに加え、「防災人材の育成・活用」、「広域的な受援・応援体制の整備」等の対策を新たに加えるなど、平成 25 年修正に向けて、現在、抜本的な見直しを進めています。（平成 25 年 2 月末時点）

(3) 今後の地震・津波対策の取組の方向性

国が平成 24 年 8 月 29 日に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定は、あらゆる可能性を考慮するという観点から想定された、理論上の最大クラスのものであり、時間軸で言えば、千年、万年単位の周期で発生する地震を想定したものとと言えます。

南海トラフ沿いに位置する三重県では、これまで史実として、約 100 年から 150 年間隔で巨大地震が発生し、国難ともいふべき大きな被害を受けてきました。この発生周期によると、南海トラフ沿いでは、刻々と大規模地震発生への緊迫度が増している状況にあります。

県が、直ちに取り組まなければならない地震・津波対策の基本は、こうした過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震が次に発生した際、いかにして人的・物的被害を最小限に食い止めるかということです。理論上の最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に万全を期していく延長線上にあるものです。

今後、県では、新たな地震被害想定調査をはじめとする最新の知見も活用しつつ、地震・津波に対して粘り強く機能が維持・発揮されるような社会基盤の整備に計画的に取り組むとともに、ソフト面の対策も総動員させた上で、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を進めていきます。

「三重県新地震・津波対策行動計画」（以下「新地震・津波対策行動計画」という。）は、三重県のこれからの地震・津波対策の方向性を定め、その道筋となるものです。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章では、計画の基本的な考え方として、まず、本計画を推進するにあたっての三重県の決意を述べるとともに、計画の位置づけ、計画期間、それぞれの主体に期待する役割、進行管理の方法について整理しました。

1 目的（三重県の決意）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超えた巨大津波により、多くの尊い命が奪われました。

東日本大震災の経験を私たちは忘れてはいけません。

被災地では、今なお多くの人々が被災当時と変わらない生活を送るなど、厳しい状況に置かれています。震災からの復旧・復興は道半ばであり、本格的な復興にはまだ長い時間が必要であることを教えてくれています。

「新地震・津波対策行動計画」は、東日本大震災の経験、反省、教訓をふまえた、新たな計画として策定するものです。

これまでの地震対策は、どちらかと言えば、発災時までにはいかに予防策を講じていくかに主眼が置かれていました。「新地震・津波対策行動計画」は、こうした予防策に加え、発災直後の対応を的確に行い、人々の命を守ること、そして、災害が長期化することを念頭に置き、人々の生活の回復を図ることまで視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものです。

また、今後の地震・津波対策において、「想定外」という言葉を用いることは許されません。

「新地震・津波対策行動計画」は、最大クラスの南海トラフ巨大地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置いた上で、対策の優先順位を見極めつつ、対応すべき対策について、行動を起こすものです。

そして、地震・津波対策に終わりはありません。過去、何度も繰り返し大きな被害を受けてきた三重県にとって、地震・津波対策は、これからも取り組み続けなければならない永遠の課題です。その際に、大切となる考え方が「防災の日常化」です。

「新地震・津波対策行動計画」は、それぞれの取組主体が、地震・津波対策を非日常的な特別な活動として取り組むのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なものとして取り組まれること、つまり「防災の日常化」の定着を図るものです。

2 計画の性格

「新地震・津波対策行動計画」は、津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路や海岸堤防施設の整備など「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画です。

また、「三重県防災対策推進条例第 10 条第 2 項」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

（三重県防災対策推進条例第 10 条第 2 項）

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

3 計画期間

この計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年とする 5 か年の計画とします。

4 取組主体

地震・津波対策は、県民の皆さんが自らの身の安全は自ら守る「自助」を実践した上で、自らの地域は皆で守る「共助」に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う「公助」を基本として取り組む必要があります。

「新地震・津波対策行動計画」は、県民や事業者の皆さん、行政等それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進めます。

（1）県民

「自助」の考えに基づき、自分の命や生活を守る活動を行う個人

「共助」の考えに基づき、地域防災活動を担う団体、自主防災組織、防災ボランティア など

（期待される役割）

自然の脅威を知り、正しい防災知識をもつ。

住宅の耐震化、家具の固定、非常時の食料備蓄など、大規模地震に備える。

災害時には自らの命を守るため率先して「逃げる」。

平常時から防災訓練などを実施して、地域防災力の向上に取り組む。

災害時には行政や他の地域団体と連携・協力して、救助・救援活動に取り組む。

(2) 事業者

企業、医療法人、学校法人 など

(期待される役割)

従業員や施設の安全確保に取り組む。

事業所における防災活動に取り組む。

地域の自主防災組織、NPOなどと連携・協力して、地域の防災力向上に取り組む。

(3) 行政

県、市町、防災関係機関 など

(期待される役割)

自主的な防災活動が継続して実施される気運を一層高める施策を推進する。

防災基盤の整備を推進する。

情報収集・情報提供体制など災害時における活動体制を一層強化する。

なお、「自助」「共助」「公助」の取組は、持続的なものとしていかなければなりません。

それぞれの主体に共通する役割として今後必要なことは、「震災を機に芽生え、高まった防災意識を、持続した行動へと結びつけ、ともに支え合うこと」です。

そのために、一人ひとりの意識に直接訴えかけ、行動につながるような啓発材料(教材、教訓、事例等)を準備すること、必要な情報を必要な人に伝えるための場所やチャンネルを確保すること、そして、準備した啓発材料を用い、適切な場所やチャンネルを通じて、教え伝え・共に考えることができる人材を育て、活用すること、三重県においては、この3点を常に意識して、取組の展開を図っていきます。

5 進行管理

計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行います。

なお、計画の中間年度にあたる平成27年度は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度でもあることから、全庁一斉点検による中間評価を行い、今後の施策の進め方について必要に応じて見直しを図るものとします。

第3章 基本方向と目標

第3章では、大規模地震発生までの残された期間の中で、「防災の日常化」の定着を図るため、対策の着実な実行を通じて実現すべき状態を、三重県の防災・減災対策におけるめざすべき姿として示しました。

また、施策体系により対策の全体像を明らかにするとともに、施策推進による減災効果を確認していくため、新たな減災目標を設定しました。（減災目標については、最終案の公表時に記載する予定です。）

1 めざすべき姿

南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が今世紀前半にほぼ確実視されている中、その発生までの残された期間において、「防災の日常化」の定着を図るため、以下に示した3つのあるべき姿が実現できている状態をめざします。

東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている状態

防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している状態

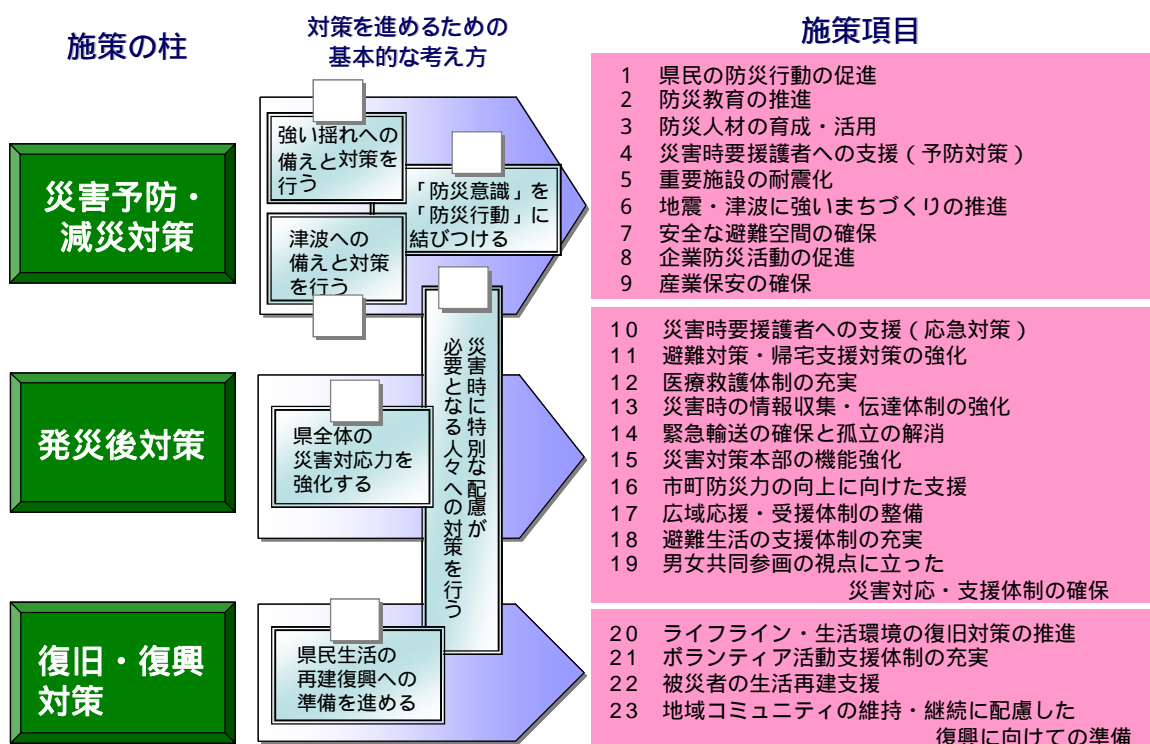
「自助」、「共助」、「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている状態

2 施策体系

「新地震・津波対策行動計画」では、これまでの「三重地震対策アクションプログラム（第1次：平成14年度～18年度、第2次：平成19年度～22年度）」の施策体系から大きく見直しを図りました。

具体的には、災害対応の時間軸が伸びることを想定に入れ、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」を「施策の柱」に据えました。

＜施策体系＞

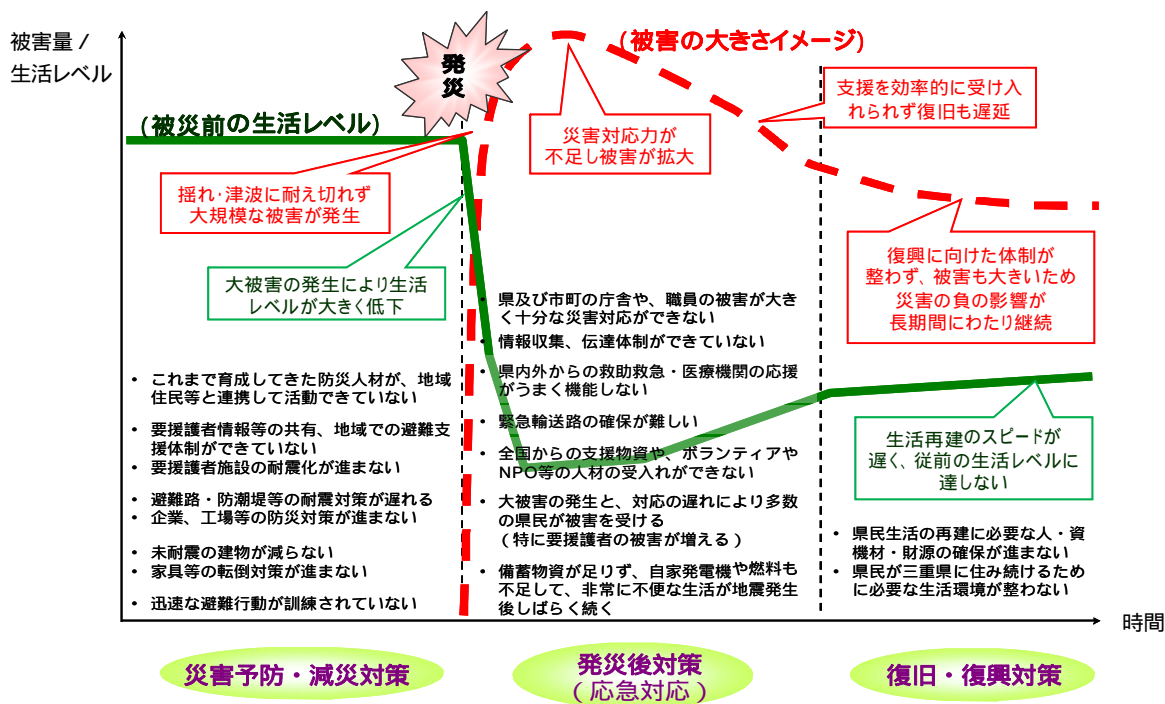


また、これまで継続してきた対策に加え、東日本大震災の発生により顕在化した新たな課題への対策も進めていく必要があることから、「災害時要援護者への支援強化の必要性」、「避難生活における男女共同参画の視点の欠如」、「長期孤立の発生」、「広範囲に広がった被災者の避難」、「多くの帰宅困難者の発生」、「さらなる防災意識向上と人材活用の必要性」、「広域的な応援・受援体制の整備」、「人口減少社会における、また地域コミュニティを守るという観点からの防災まちづくりのあり方」等の課題に対して必要となる施策を、23の「施策項目」として分類しました。

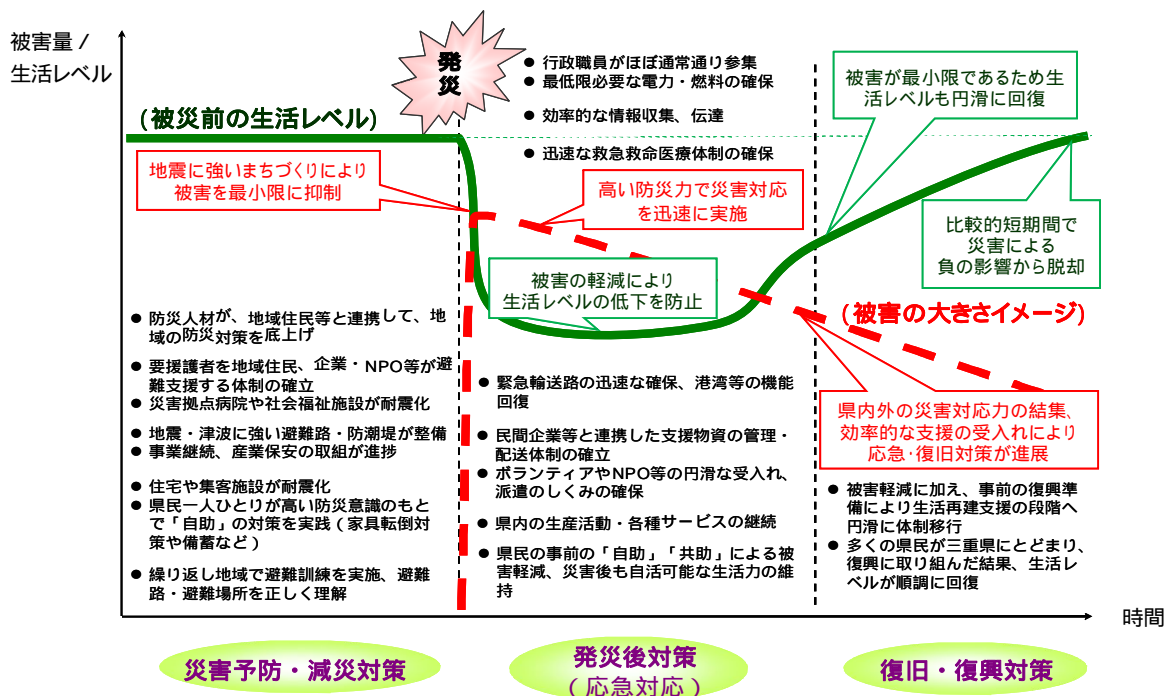
さらに、「対策を進めるための基本的な考え方」として6つの考え方を定めました。なかでも、「県民の皆さんの『防災意識』を『防災行動』に結びつけていくこと」については「災害予防・減災対策」において集中的に取り組んでいきます。また、「災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行うこと」については、すべての対策を進めていく上で基盤とすべき考え方に位置づけることにより、それぞれの「施策項目」において展開を図っていくこととします。

<時間軸に沿った対策効果のイメージ>

【対策に必要な行動が進んでいない場合】 列記した事例は「課題」や「想定される事態」



【対策に必要な行動が進んでいる場合】 列記した事例は「課題解決のための対策」や「対策による効果」



3 減災目標（施策推進による減災効果）

減災目標の設定については、現在進めている三重県地震被害想定調査、国の南海トラフ巨大地震対策検討による被害推計等の結果をふまえ、最終案の公表時に記載する予定です。

第4章 行動計画

第4章では、計画期間において、対策を実行・展開していくための具体的な行動項目を、「災害・予防減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って、とりまとめました。

これらの行動項目が、「新地震・津波対策行動計画」の中核をなすものとなります。

1 災害予防・減災対策

「県民の防災行動の促進」、「防災教育の推進」、「防災人材の育成・活用」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進めます。

(1) 県民の防災行動の促進

南海トラフを震源域とする海溝型地震、県内に分布する活断層を震源とする内陸直下型地震など、大規模災害が発生した場合、県内では甚大な被害が想定されています。

日頃からの備えによって被害をできる限り少なく（減災）し、ともに支え合い被害の拡大を防ぐ（防災）ため、県民の皆さんの防災意識を高め、住宅の耐震化や家具固定など県民の皆さんによる防災行動を一層促進するための取組を進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
住宅の耐震化の促進【緊急】 住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。	県土整備部	県民 市町
家具固定、転倒防止対策の促進【緊急】 家具の転倒や散乱などによりケガを負うことがないように啓発を行うとともに、市町の取組の支援を行う。	防災対策部	市町
老朽化して危険な空き家の除去の促進【新規】 地震発生時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の除去	防災対策部	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
を促進するため、税制度の見直しについて、国への政策提言活動を実施する。		
マスメディアを活用した防災啓発【緊急】 防災に関する県民の「意識」を「行動」に結びつけていくため、「防災の日常化」を意識した防災啓発をマスメディアを活用して発信する。	防災対策部	-
地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進【緊急】 地震防災シンポジウムを開催するとともに、市町が実施する講演会に人的支援を行い、開催を促進する。	防災対策部	県民 市町
体感・体験型の防災啓発の実施【緊急】 防災すぐろく、タブレット端末を用いた「みえデジタルハザードマップ」、防災啓発車等を活用し、実体験に近い体感・体験を通じた、啓発活動を実施する。	防災対策部	県民 事業者 市町
市町が行う周知啓発への支援 市町が行う住民啓発に対して職員派遣、広報等へ掲載する情報提供等の支援を行う。	防災対策部	市町
過去の津波痕跡・教訓の発掘による地域に根ざした防災教材の作成【新規】 過去の津波痕跡や教訓を発掘し、県民への意識啓発、地域での継承に活用するため、啓発資料・映像、教育教材等を作成する。	防災対策部	-
津波避難に関する三重県モデルの促進【新規】 住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。	防災対策部	県民 市町
小・中・高校生等が参加した地域防災体制の検討【新規】【緊急】 災害時において、それぞれの年齢に応じた役割を担うことが期待される児童・生徒が参加した防災訓練の実施等について、定着化を図る。	防災対策部	県民 市町
総合防災訓練（実動訓練）の実施【緊急】 東日本大震災の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民主体、関係機関の連携強化等、実際の災害対応力の向上を目的とした実践的な訓練を実施する。	防災対策部	県民 事業者 市町
外国人住民を対象とした防災啓発の実施【新規】【緊急】 外国人住民の自助の力を促すため、外国人住民向けの防	環境生活部	県民

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携し、パイロット事業として進める。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。</p>		事業者 市町
<p>消防団の活動支援 団員数の減少、被雇用者団員の増加等の問題に対応し、消防団の充実強化（活性化）を進める。</p>	防災対策部	市町
<p>みえの防災大賞の実施 自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰、周知を図ることにより、より一層の充実・発展を促進する。</p>	防災対策部	県民 事業者 市町
<p>「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進 「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報・注意報のほか地震・津波情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。</p>	防災対策部	-
<p>防災現場における男女共同参画の推進【新規】 避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p>	防災対策部 環境生活部	-

(2) 防災教育の推進

<p>災害発生時における児童生徒の安全を確保するためには、児童生徒、教職員等が地震・津波に対する正しい知識を習得し、発生時において適切な行動をとることができるよう、学校現場における防災教育を推進することが重要です。</p> <p>各学校における「防災ノート」等の活用促進、教職員研修の充実、地域と連携した防災学習の実施等を進めます。</p>
--

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>防災ノート等の活用による防災教育の推進【新規】【緊急】 公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災ノ-</p>	教育委員会 環境生活部	県民 事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
ト等を活用した防災教育を実施する。また、私立学校についても、積極的な活用を促していく。		
幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施 幼稚園、保育園、小中学校、特別支援学校等において防災啓発車を活用して啓発を実施する。	防災対策部	市町
小・中・高校生等が参加した地域防災体制の検討【新規】【緊急】(再掲) 災害時において、それぞれの年齢に応じた役割を担うことが期待される児童生徒が参加した防災訓練の実施等について、定着化を図る。	防災対策部	県民 市町
学校防災リーダーの養成【新規】【緊急】 公立小中学校及び県立学校に、防災に関する知識、能力を持った教職員を養成する。	教育委員会	市町
教職員研修の充実【新規】 初任者、5年、10年、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。	教育委員会	市町
防災に関する学校と地域との連携の推進【新規】 公立小中学校及び県立学校は保護者や地域住民等との共同の避難訓練、避難経路の確認、登下校時の児童生徒の安全確保等の取組を進める。	教育委員会	県民 市町

(3)防災人材の育成・活用

<p>地域における防災活動を効果的に進めていくためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や災害時に地域で活動できる人材を養成する必要があります。</p> <p>大学、市町等と連携して研修や訓練を実施することにより、防災人材の育成に取り組みます。また、「人材育成から人材活用へ」を念頭に置き、地域における防災活動を促進し、優れた取組を広く紹介するなど、県内各地での防災活動の活性化を図ります。</p>

行動項目	主担当部	他の取組主体
消防職員、消防団員の教育訓練の充実 災害時要援護者への支援など災害発生時に的確に対応し得る消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。	防災対策部	市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
自主防災組織リーダー等の人材育成【緊急】 自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施するとともに、市町の研修を促進する。	防災対策部	市町
企業防災担当者の人材育成 企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。	防災対策部 雇用経済部	事業者
図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立【緊急】 市町の図上訓練を通じて、市町職員への研修、県との連携の確認を行い、災害対応力の向上を図る。	防災対策部	市町
市町、地域、企業等への人材活用【新規】 育成した防災人材のフォローアップ、スキルアップを支援し、地域などでの活躍に結びつける。	防災対策部	県民 事業者 市町
防災人材育成の枠組みの再構築【新規】 これまで実施してきた「みえ防災コーディネーター」、三重大学と連携して育成してきた「三重のさきもり」について、次の展開を図るための枠組みを再構築する。	防災対策部	県民
みえの防災大賞の実施（再掲） 自主的な防災活動を行っている団体について、その活動内容を表彰、周知を図ることにより、より一層の充実・発展を促進する。	防災対策部	県民 事業者 市町
災害時要援護者当事者が講師となった研修の実施【新規】 災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施する。	防災対策部	県民
民生委員・児童委員に対する研修の実施【新規】 民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識のさらなる向上を図る。	健康福祉部	事業者
災害ボランティア人材の育成【新規】 災害からの復旧復興における災害ボランティア活動が活発に行われるよう、災害ボランティアに関する啓発や災害ボランティアセンターを運営する人材を育成する。	環境生活部	県民 事業者 市町
防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大【新規】 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進める。	防災対策部 環境生活部	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>防災現場における男女共同参画の推進【新規】(再掲)</p> <p>避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p>	<p>防災対策部</p> <p>環境生活部</p>	-

(4) 災害時要援護者への支援（予防対策）

東日本大震災は、高齢者、障がい者、外国人等で特別な支援や配慮が必要となる人々への対策が課題であることを顕在化させました。

災害発生時の予防対策として、社会福祉施設における耐震化を促進するとともに、地域住民等との協働による防災訓練の実施等地域ぐるみで要援護者を支援する取組など、災害時要援護者対策を進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>災害時要援護者の個別支援計画作成の促進【緊急】【新規】</p> <p>市町の要援護者個別支援計画が早期に完成するよう、支援を行う。</p>	防災対策部	市町
<p>高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化の促進</p> <p>高齢者関係入所施設の耐震化を促進することにより、入所者等の安全を確保する。</p>	健康福祉部	事業者
<p>障がい福祉サービス施設の耐震化の促進</p> <p>障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等を促進する。</p>	健康福祉部	事業者
<p>児童福祉施設の耐震化の促進</p> <p>地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。</p>	健康福祉部	事業者 市町
<p>災害時要援護者の避難に配慮した施設整備</p> <p>「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の理念等をPRし、施設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化の推進に努める。</p>	健康福祉部	事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>災害時要援護者当事者が講師となった研修の実施【新規】(再掲)</p> <p>災害時要援護者の当事者自らが講師となった研修を実施する。</p>	防災対策部	県民
<p>消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)</p> <p>災害時要援護者への支援など災害発生時に的確に対応し得る消防力の確保、強化を図るため、消防職員、消防団員に対する教育訓練を実施する。</p>	防災対策部	市町
<p>民生委員・児童委員に対する研修の実施【新規】(再掲)</p> <p>民生委員・児童委員への研修事業のカリキュラムに、災害時要援護者への支援など防災に関する項目を追加することにより、民生委員・児童委員の防災意識のさらなる向上を図る。</p>	健康福祉部	事業者
<p>津波避難に関する三重県モデルの促進【新規】(再掲)</p> <p>住民一人ひとりが作成する「Myまっぷらん」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。</p>	防災対策部	県民 市町
<p>高齢者、障がい者等の災害時要援護者が避難訓練へ参画するよう促進【緊急】【新規】</p> <p>市町や地域で行われる避難訓練に、高齢者、障がい者等の災害時要援護者が参画するよう働きかけを行う。</p>	防災対策部	県民 市町
<p>外国人住民を対象とした防災啓発の実施【新規】【緊急】(再掲)</p> <p>外国人住民の自助の力を促すため、外国人住民向けの防災訓練を市町、市町国際交流協会、外国人労働者を雇用する企業等さまざまな主体と連携し、パイロット事業として進める。また、こうした取組を、市町で継続し、日本人住民と外国人住民のより良い関係づくりや、将来災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。</p>	環境生活部	県民 事業者 市町

(5)重要施設の耐震化

災害対策の拠点となる県庁舎や市町庁舎、児童生徒の安全を確保するための学校施設のほか、災害拠点病院、社会福祉施設など重要施設の耐震化を進めます。

また、建物内での被害を防ぐため、天井等の非構造部材の耐震対策についても取組を進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>県有建築物の耐震化の推進</p> <p>県が所有する建築物のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建設された建築物について、耐震化を進める。</p> <p>また、上記で対応できないものについては、建替も含めて検討する。</p>	防災対策部 総務部 環境生活部 農林水産部 雇用経済部 教育委員会 警察本部	-
<p>災害拠点病院等の耐震化の推進【緊急】</p> <p>災害拠点病院、二次救急医療機関等における耐震化を進める。</p>	健康福祉部	事業者
<p>高齢者関係施設（特別養護老人ホーム等）の耐震化の促進（再掲）</p> <p>高齢者関係入所施設の耐震化を促進することにより、入所者等の安全を確保する。</p>	健康福祉部	事業者
<p>障がい福祉サービス施設の耐震化の促進（再掲）</p> <p>障がい福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するため、施設の設置主体が実施する耐震改築等を促進する。</p>	健康福祉部	事業者
<p>児童福祉施設の耐震化の促進（再掲）</p> <p>地震等の災害発生時に自力で避難することが困難な子どもが利用する児童福祉施設の安全・安心を確保するため、施設における耐震改修等の取組が進むよう働きかける。</p>	健康福祉部	事業者 市町
<p>県立学校耐震化完了に向けた工事の実施【緊急】</p> <p>県立学校の建物について、平成 25 年度の耐震化完了に向け取り組む。</p>	教育委員会	-
<p>県立学校の非構造部材の耐震対策の実施【緊急】</p> <p>県立学校の非構造部材について、平成 24 年度に実施した専門家による点検の結果をふまえ、耐震対策に取り組む。</p>	教育委員会	-
<p>公立小中学校の耐震化の促進【緊急】</p> <p>耐震化未完了の市町に対して、早期の耐震化完了に向け働きかける。</p>	教育委員会	市町
<p>公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進【緊急】</p> <p>市町に対して、非構造部材の耐震点検と耐震対策の早期の実施を働きかける。</p>	教育委員会	市町
<p>私立学校の耐震化の促進【緊急】</p> <p>旧耐震基準で建設された私立学校の校舎等のうち、耐震性が確保されていない学校を設置する学校法人に対して耐</p>	環境生活部	事業者

行動項目	主担当部	他の取組主体
震化を働きかける。		
多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 旧耐震基準で建築された多数の者が利用する特定用途の一定規模以上の建築物について、耐震化を促進する。	県土整備部	県民 事業者 市町
大規模空間建築物の天井の崩落防止対策の促進【新規】 【緊急】 大規模地震時に天井の崩落等による被害が考えられる大規模空間建築物の管理者に対して、防止対策の実施を促進する。	県土整備部	県民 事業者 市町
県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施【新規】 県の各職場において、職場巡視を活用し、書庫や事務機器等の固定化等ができていない（未改善）箇所について対策を進める。	総務部	-

(6)地震・津波に強いまちづくりの推進

<p>大規模な地震・津波の発生に備えるため、河川施設や海岸保全施設、道路、港湾等の交通施設など社会基盤施設について、その機能を確保するための対策を進めます。</p> <p>なお、その施設整備にあたっては、地震・津波に対して粘り強く機能が維持・発揮されるものとします。</p>

行動項目	主担当部	他の取組主体
海岸堤防の老朽化対策等の推進 大規模地震発生時の津波からの被害軽減を図るため、海岸堤防等の施設について、脆弱箇所の補強対策及び耐震対策を実施するとともに、必要な整備を進める。	農林水産部 県土整備部	-
陸閘の開閉動力化の推進【新規】 津波による被害を軽減するため、陸閘の開閉操作の動力化を行う。	県土整備部	-
河川堤防の老朽化対策の推進【新規】 県が管理する河川堤防のうち津波浸水予測区域内の堤防について、津波の河川遡上による被害を軽減させる準備段階として、老朽化等により損傷している箇所の補修を行う。	県土整備部	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>水門・排水機場の耐震化の推進【新規】</p> <p>県が管理する河川の水門・排水機場のうち津波浸水予測区域内の被災後の復旧が特に困難な施設について、耐震化を行う。</p>	県土整備部	-
<p>緊急輸送道路の整備</p> <p>大規模災害の発生時に円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保や生活復興の基盤となる緊急輸送道路（道路改良、橋梁耐震対策、法面对策）の整備を推進する。</p>	県土整備部	-
<p>道路啓開対策の推進【新規】【緊急】</p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波により崩壊しないように、道路構造を強化する。</p>	県土整備部	事業者
<p>港湾施設の防災・減災対策の推進【新規】</p> <p>東日本大震災において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、一定の減災効果を発揮したことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。</p>	県土整備部	-
<p>漁港施設の機能強化</p> <p>離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進める。また、津波による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤のかさ上げ等の整備を行うなど、漁港施設の機能を強化する。</p>	農林水産部	-
<p>土砂災害防止対策の推進</p> <p>農業用ため池や地すべり防止施設のうち、老朽化が著しく、大規模地震が発生し崩壊した場合、人命等に被害が及ぶ施設について、緊急的に耐震化を行う。</p>	農林水産部	市町
<p>老朽化した土地改良施設の修繕・補修【新規】</p> <p>県内にある国営・県営等で造成された土地改良施設のうち、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設に被害を及ぼす恐れのある施設について、必要な修繕補修等を行う。</p>	農林水産部	市町
<p>鉄道施設の耐震対策の促進</p> <p>より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。</p>	地域連携部	事業者 市町

(7) 安全な避難空間の確保

迅速かつ安全な避難が行われるためには、避難路、避難場所、避難施設等の安全な避難空間を確保することが重要です。

災害発生時に避難路となる農道等の整備、避難空間を確保するためのオープンスペースの確保や落下物の安全対策等の取組を進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
市町が進める津波避難路の整備促進【緊急】【新規】 市町の津波避難計画に基づき、住民が避難するために必要となる避難路について、その整備に向けた支援を行う。	防災対策部	市町
築山（マウンド）の整備、歩道橋（避難場所）の整備促進【新規】 市町の津波避難計画に基づき、住民が避難するために必要となる避難マウンド、歩道橋等の避難場所について、その整備に向けた支援を行う。	防災対策部	市町
避難路の整備 農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路として重要となる農道及び漁港関連道の整備を進める。	農林水産部	市町
避難路の安全対策施設の再整備【新規】 津波被害が想定される地域において、平成 23 年度に実施した緊急総点検の結果等に基づく避難路の安全確保のため、既設治山施設の再整備を進める。	農林水産部	-
避難場所となるオープンスペース（公園緑地等）の確保 大規模地震が発生した場合、避難場所として利用できる、オープンスペースの確保を進める。	県土整備部	市町
エレベーター閉じ込め事故対策の促進【新規】 エレベーターの管理者に対して、大規模地震時に乗客の安全を確保するためにエレベーターを最寄の階に停止させる「地震時管制運転装置」などの設置を促進する。	県土整備部	事業者 市町
電線類地中化の推進 大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難や復旧活動に障害が及ぶことが想定される。このため、電線類の地中化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。	県土整備部	事業者
屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進 一定規模以上等の建築物の所有者に対して、建築物に設置された屋外広告板・窓ガラス等、大規模地震時に落下の恐れのあるものの防止対策の実施を促進する。	県土整備部	県民 事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
自動販売機の耐震対策の促進 飲料水、酒類、たばこ等の自動販売機の耐震対策を促進する。	防災対策部	事業者
老朽化して危険な空き家の除去の促進【新規】(再掲) 地震発生時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の除去を促進するため、税制度の見直しについて、国への政策提言活動を実施する。	防災対策部	-
急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保 津波浸水予測区域内の急傾斜地崩壊危険箇所において、急傾斜地崩壊防止施設を整備することにより、津波からの避難のための対策として、避難地の保全、避難路の確保に取り組む。	県土整備部	-

(8) 企業防災活動の促進

<p>大規模災害の発生による企業の被害は、生産能力の低下や資産喪失だけでなく、地域経済や雇用にも広く影響を及ぼします。一方、災害時には企業による地域への貢献も期待されています。</p> <p>被害を最小限に抑え、かつ被災した場合にも速やかな復旧、事業再開ができるよう、企業の事業継続計画（BCP）の作成を促進するほか、従業員への防災啓発の実施など、企業の防災活動を支援します。また、地域住民と連携した防災活動への参加を促進します。</p>

行動項目	主担当部	他の取組主体
事業所等における業務継続計画（BCP）策定の促進 業務継続計画（BCP）の策定など、事業者等における自主的な防災対策を促進するため、講習会の開催や広報活動による周知を実施する。	防災対策部 雇用経済部	事業者
企業防災担当者の人材育成（再掲） 企業を対象とした防災に関する研修を開催するとともに、企業が独自に実施する研修の支援を行う。	防災対策部 雇用経済部	事業者
みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上【新規】 みえ企業等防災ネットワークの活動（分科会、全体会、研修等）を通して、参加企業の防災力を向上させる。	防災対策部 雇用経済部	事業者

行動項目	主担当部	他の取組主体
災害時における企業のボランティア活動の促進【新規】 企業が災害時に、近隣地域や被災地域において行うボランティア活動を促進する。	防災対策部 雇用経済部	事業者
観光事業者（宿泊施設・観光施設等）向け観光客の安全対策の啓発【新規】【緊急】 観光客の旅行時の安全・安心を確保するため、観光事業者に対し安全対策の重要性を訴える。	雇用経済部	事業者 市町

(9) 産業保安の確保

石油コンビナート等の危険物施設等については、大規模な地震・津波による災害のリスクを想定しておくことが重要です。
事業者の理解と協力を得て、事前に被害を最小限にとどめるための対策に取り組めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施【新規】 平成 16 年度に実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査について、東日本大震災の発生等により、コンビナート防災を取り巻く状況に変化が生じたことから、新たに調査を行い、コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを把握し、石油コンビナート防災の推進を図る。	防災対策部	-
危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施 危険物等施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。	防災対策部	事業者 市町

2 発災後対策

「災害時要援護者への支援（応急対策）」、「避難対策・帰宅支援対策の強化」、「医療救護体制の充実」など、災害発生直後（概ね発災後 72 時間以内）の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進めます。

(10) 災害時要援護者への支援（応急対策）

東日本大震災では、災害時要援護者への支援について、情報提供、避難、避難生活等さまざまな場面で対応が不十分な場面がありました。

要援護者の避難誘導、避難生活における特別な配慮など、必要な対策を進めるほか、要援護者を支援するための施設やセンターにおける相談体制や情報提供体制の整備にも取り組みます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
福祉避難所の指定等の促進【緊急】 市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。	健康福祉部	市町
津波避難に関する三重県モデルの促進【新規】（再掲） 住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。	防災対策部	県民 市町
三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進【新規】 災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成 25 年 3 月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」の活用促進を図る。	健康福祉部	市町
三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進【新規】 東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成 24 年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。	防災対策部	県民 事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>避難所での障がい者相談支援【新規】</p> <p>三重県聴覚障害者支援センター、三重県視覚障害者支援センターが中心となり、市町と協力しながら、避難所で孤立しがちな聴覚・視覚障がい者の相談支援体制を構築する。</p>	健康福祉部	県民 市町
<p>介護保険施設の相互支援協定の締結推進【新規】</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を推進する。</p>	健康福祉部	事業者
<p>三重県男女共同参画センターの役割の明確化と充実【新規】</p> <p>災害時に、三重県男女共同参画センターが、専門的知見を生かして相談事業や情報提供事業を行えるよう、あらかじめその果たすべき役割を明確にしておくとともに、平時から相談員の資質向上に努めるなどして機能の充実を図る。</p>	環境生活部	-
<p>「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進【新規】【緊急】</p> <p>避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム（絵文字）や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報（場所やルール等）を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。</p>	環境生活部	市町
<p>「みえ災害時多言語支援センター（仮称）」を通じた支援の実施【新規】</p> <p>さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター（仮称）」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。</p>	環境生活部	市町

(11) 避難対策・帰宅支援対策の強化

地震の揺れや津波による人的被害の軽減を図るためには、ハード面での施設整備はその効果の発現までに時間を要することも考慮に入れ、確実な避難などソフト面での対策を組み合わせることが必要です。

My まっぷランを活用した津波避難に関する三重県モデルの取組について、地域での普及展開を図るなど、避難対策の強化に取り組みます。また、帰宅困難者や観光客など地理に不案内な人々への対策も進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
津波避難に関する三重県モデルの促進【新規】(再掲) 住民一人ひとりが作成する「Myまっぷラン」等を活用し、地域全体での津波避難計画づくりへの支援を行うことにより、地域における津波避難体制の整備を進める。	防災対策部	県民 市町
避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援 市町における避難所、避難場所、津波避難ビル、資機材等の把握を行い、整備に向けた支援を行う。	防災対策部	市町
市町の避難整備計画作成の促進【新規】 市町において必要な避難路、避難施設等の整備計画作成に向けた支援を行う。	防災対策部	市町
災害時帰宅支援ステーションの周知 大規模地震が発生した場合、公共交通機関は不通となる可能性が高く、多くの人が徒歩で帰宅すると考えられることから、災害時帰宅支援ステーションについての周知を図る。	防災対策部	事業者
災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進 帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、沿道に拠点を有する事業者等との協定締結を進める。	防災対策部	事業者
観光事業者(宿泊施設・観光施設等)向け観光客の安全対策の啓発【新規】【緊急】(再掲) 観光客の旅行時の安全・安心を確保するため、観光事業者に対し安全対策の重要性を訴える。	雇用経済部	事業者 市町
外国人観光客の防災情報入手利便性の向上【新規】 県の外国人観光客向けホームページ「Mie Tourism Guide」を通じた防災情報の入手を容易にし、利便性の向上を図る。また、観光事業者に対し、災害時の外国語対応を想定したコミュニケーションカードの作成を支援する。	雇用経済部	事業者 市町
避難誘導等における危機回避【新規】【緊急】 危機回避のため、警察官への津波到達時間内での避難誘導や防災対応にかかる活動の要領について各種教養等を通じて周知を図る。	警察本部	-

(12) 医療救護体制の充実

緊急医療を迅速かつ円滑に実施するため、災害拠点病院等の耐震化を引き続き進めるとともに、定期的な訓練の実施または訓練への参加促進を通じて体制強化を進めます。

また、救急告示医療機関の EMIS（広域災害・救急医療情報システム）への参画や、地域における災害医療ネットワークづくりなど、広域医療体制の整備も進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
災害拠点病院等の耐震化の推進【緊急】(再掲) 災害拠点病院、二次救急医療機関等における耐震化を進める。	健康福祉部	事業者
救急告示医療機関の EMIS 参加促進【新規】 災害時に円滑な情報収集ができるよう、EMIS に参加する救急告示医療機関を増やす。	健康福祉部	事業者
地域災害医療対策会議の設置推進【新規】 地域において、災害時の医療が円滑に提供できるよう、関係者が取組を検討する場を設置する。	健康福祉部	事業者
災害拠点病院の訓練参加促進【新規】 災害拠点病院が年に 1 回以上、訓練の実施または参加するよう促す。	健康福祉部	事業者

(13) 災害時の情報収集・伝達体制の強化

災害発生時に現地の情報を確実に収集するため、映像も活用した災害情報の収集にかかる体制整備を進めます。

また、災害発生直後から被害、ライフラインの状況、安否、被災建築物の危険度等さまざまな情報を迅速に伝達する必要があることから、情報伝達体制の強化にも取り組みます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進(再掲) 「防災みえ.jp」メール配信サービスは、気象警報・注意報のほか地震・津波情報等、多数の気象情報を配信していることから、県民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、当該メール配信サービスへの加入促進を図る。	防災対策部	県民
緊急速報メールの普及促進【新規】【緊急】 大規模災害時にいち早く情報を伝える手段として、緊急速報メールの導入が県内全市町において導入が進むよう、3キャリア(NTT Docomo、KDDI、Softbank)同時加入にま	防災対策部	市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>だ至っていない市町に対して普及促進を図る。</p>		
<p>市町の防災行政無線（屋外スピーカー等）の総点検をふまえた改善【新規】【緊急】</p> <p>緊急地震対策行動計画に基づく総点検をふまえ、津波浸水による影響が懸念される市町防災行政無線設備の適正配置や安定した電源確保に向け、市町において改善が進むよう必要な協議を進める。</p>	防災対策部	市町
<p>災害時における映像情報を活用した情報の共有化【新規】</p> <p>大規模災害時において、迅速かつ的確な状況判断や複数機関による情報共有を円滑に進めるため、関係機関職員による三重県防災通信ネットワークを利用した映像情報共有訓練を実施する。</p> <p>また、遠方からの技術者の到着を待たず、各消防本部や県広域防災拠点に配備している可搬型衛星無線装置を被災地に投入して映像情報配信を行うことができるよう、消防本部職員等を対象とした装置操作訓練を実施する。</p>	防災対策部	市町
<p>ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達【新規】</p> <p>発災時、特に津波災害時に、災害応急対策の迅速な実施に有効なヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達を行う。</p>	警察本部	-
<p>操業中漁船への災害情報提供体制の確保【新規】</p> <p>漁業無線を活用するなど、操業中の漁船に対して災害情報を提供する体制づくりを進める。</p>	農林水産部	事業者
<p>被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保【新規】</p> <p>大規模地震後、被災建築物応急危険度判定を実施する際に、応急危険度判定実施本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたるコーディネーターについて、市町単位で必要人数を確保する。</p>	県土整備部	市町
<p>外国人観光客の防災情報入手利便性の向上【新規】（再掲）</p> <p>県の外国人観光客向けホームページ「Mie Tourism Guide」を通じた防災情報の入手を容易にし、利便性の向上を図る。また、観光事業者に対し、災害時の外国語対応を想定したコミュニケーションカードの作成を支援する。</p>	雇用経済部	事業者 市町

(14) 緊急輸送の確保と孤立の解消

災害発生時には、救助・救急・消火活動等に必要な人員・物資の輸送など緊急輸送にかかる交通手段を確保する必要があります。また、長期孤立の解消にも取り組むため、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保する必要があります。

緊急輸送道路の整備を進めるとともに、沿道の建築物の耐震化を促進します。また、陸上輸送に加え船舶による海上輸送も活用した緊急輸送体制の整備を進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>緊急輸送道路の整備（再掲）</p> <p>大規模災害の発生時に円滑な救助・救援活動、緊急物資の輸送手段の確保や生活復興の基盤となる緊急輸送道路（道路改良、橋梁耐震対策、法面对策）の整備を推進する。</p>	県土整備部	-
<p>緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進</p> <p>県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。</p>	県土整備部	県民 事業者 市町
<p>道路啓開対策の推進【新規】【緊急】（再掲）</p> <p>迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸の建設事務所管内で資材を備蓄する道路啓開基地の整備を行うとともに、代替路の確保が困難な箇所が津波により崩壊しないように、道路構造を強化する。</p>	県土整備部	事業者
<p>緊急通行車両にかかる確認手続の迅速化</p> <p>事前に緊急通行車両にかかる手続を行い災害時に迅速な対応ができるよう、その申請の促進と確認手続の迅速化を図る。</p>	防災対策部	-
<p>港湾施設の防災・減災対策の推進【新規】（再掲）</p> <p>東日本大震災において被災しても倒壊にまで至らなかった施設は、一定の減災効果を発揮したことから、さらなる津波被害等の軽減を図るため、港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。</p>	県土整備部	-
<p>港湾機能継続計画の策定【新規】</p> <p>被災後も港湾機能を継続させるため、港湾機能継続計画を策定する。</p>	県土整備部	事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>漁港施設の機能強化（再掲）</p> <p>離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁の整備を進める。また、津波による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤のかさ上げ等の整備を行うなど、漁港施設の機能を強化する。</p>	農林水産部	-
<p>鉄道施設の耐震対策の促進（再掲）</p> <p>より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。</p>	地域連携部	事業者 市町

(15) 災害対策本部の機能強化

<p>災害対策本部は、災害対策活動の中核となる組織です。関係職員が想定どおりに参集し、本部が計画どおりに機能するよう、繰り返し訓練と検証を重ねることにより、体制強化を図ります。</p> <p>あわせて、県の業務継続計画（BCP）の策定を進めるほか、災害時に必要となる資機材の整備等を行います。</p>
--

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>三重県業務継続計画（BCP）の策定</p> <p>大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続または早期復旧の必要がある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）を策定する。</p>	防災対策部	-
<p>総合防災訓練（実動訓練）の実施【緊急】（再掲）</p> <p>東日本大震災の課題をふまえ、「訓練でできないことはいざ災害の時にも絶対にできない」という視点から、住民主体、関係機関の連携強化等、実際の災害対応力の向上を目的とした実践的な訓練を実施する。</p>	防災対策部	県民 事業者 市町
<p>図上訓練の実施【緊急】</p> <p>東日本大震災の課題をふまえ、市町、防災関係機関と連携を強化し、災害対策本部の防災力の向上を図るため、図上訓練を実施する。</p>	防災対策部	事業者 市町
<p>職員の非常参集及び情報伝達訓練の実施</p> <p>県職員の防災意識向上及び災害時に迅速な対応が行えるよう、全職員を対象とした訓練を実施する。</p>	防災対策部	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>初動体制・災害対策本部体制の強化</p> <p>初動体制等にかかるマニュアルの作成・見直しを行い、災害時に迅速な対応を行うことができるよう、職員に周知するとともに、その検証を行う。</p>	防災対策部	-
<p>災害警備体制の確立【新規】</p> <p>大規模災害発生時における救出救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保、身元確認、社会秩序の維持など、災害警備活動に万全を期すための体制の確立を図る。</p>	警察本部	-
<p>職員の防災研修の実施</p> <p>震災に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、職員への防災研修を実施する。</p>	防災対策部	-
<p>防災関係機関との連携強化【緊急】</p> <p>東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進させることにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p>	防災対策部	事業者
<p>海底地震観測網を活用した情報の確保【新規】【緊急】</p> <p>熊野灘に展開されている地震・津波観測監視システム（DONET）等を活用し、大規模地震発生時の災害対策本部活動に資する情報確保に向けた検討を行う。</p>	防災対策部	-
<p>災害発生時における非常通信の確保【新規】</p> <p>東日本大震災発生時の非常通信にかかる経験をふまえ、現在県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について見直しを進める。また、防災行政無線等を活用した市町等との通信訓練を実施する。</p>	防災対策部	市町
<p>非常時を見据えた通信統制訓練の実施【新規】</p> <p>大規模災害発生時は、県防災通信ネットワークの通信量の大幅な増加が予想されることから、重要度の高い情報を適切に選択して収集・発信することができるよう、通信統制操作マニュアルを作成するとともに、通信統制訓練を実施する。</p>	防災対策部	市町
<p>防災関係機関による通信機器の習熟度の向上【新規】</p> <p>県が各防災関係機関に配備している通信機器は、通信、TV 会議、移動無線等さまざまな機能を備えていることから、これらの機能の有効活用を図るため、防災関係機関による通信機器の習熟度を高める。</p>	防災対策部	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
防災行政無線を操作する無線従事者の養成【新規】 防災行政無線設備の操作またはその監督を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線電波に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。	防災対策部	-
交番・駐在所の防災機能の強化【新規】 地域における重要な防災拠点である交番・駐在所に避難誘導資機材等を配備するなどして機能強化を図る。	警察本部	-
緊急通行車両にかかる確認手続の迅速化（再掲） 事前に緊急通行車両にかかる手続きを行い災害時に迅速な対応ができるよう、その申請の促進と確認手続の迅速化を図る。	防災対策部	-
災害時の出納業務の対応能力の向上【新規】 出納業務にかかる非常時対応マニュアルの職員の対応習熟度の向上を図る。	出納局	-
災害記録の蓄積 県内外において発生した災害対応について、災害記録、災害対応記録、課題・教訓等のデータベース化を検討する。	防災対策部	-

(16)市町防災力の向上に向けた支援

<p>災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策を行うためには、県民の皆さんや地域に一番近いところで「公助」を担う市町において、十分な災害対応力が発揮されることが求められます。</p> <p>市町が実施する避難路や避難所の整備、避難計画づくりへの支援、市町の災害対策本部の機能強化に向けた訓練の実施など、市町の防災力向上に向けて必要な取組を進めます。</p>
--

行動項目	主担当部	他の取組主体
図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立【緊急】（再掲） 市町の図上訓練を通じて、市町職員への研修、県との連携の確認を行い、災害対応力の向上を図る。	防災対策部	市町
災害時における市町への職員派遣の検討・調整【新規】 災害時における市町への県職員派遣の際の役割分担について必要な検討・調整を進める。	防災対策部	市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
市町業務継続計画（BCP）の策定支援【新規】 市町が策定する業務継続計画（BCP）について、技術的助言など支援を行う。	防災対策部	市町
避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援（再掲） 市町における避難所、避難場所、津波避難ビル、資機材等の把握を行い、整備に向けた支援を行う。	防災対策部	市町
市町の避難整備計画作成の促進【新規】（再掲） 市町において必要な避難路、避難施設等の整備計画作成に向けた支援を行う。	防災対策部	市町
防災担当職員の防災情報システム操作能力向上【新規】 県が市町等に配備している防災情報システムの端末は、多くの情報収集機能を有していることから、これらの機能の有効活用を図るため、操作説明会の開催など市町担当者等によるシステムの習熟度を高める。	防災対策部	-
防災行政無線を操作する無線従事者の養成【新規】（再掲） 防災行政無線設備の操作またはその監督を行うためには、総務大臣の免許を受けた無線従事者の選任が必要となるため、無線電波に関する一定の知識・技能を身につけた無線従事者の育成を行う。	防災対策部	-
消防団の活動支援（再掲） 団員数の減少、被雇用者団員の増加等の問題に対応し、消防団の充実強化（活性化）を進める。	防災対策部	市町

(17) 広域応援・受援体制の整備

<p>大規模な地震・津波が発生した場合、県内全域が被災し、被災市町が単独で対応できる限界を大きく越え、他府県や自衛隊等からの支援が必要となることが予想されます。</p> <p>訓練等を通じての他府県や防災関係機関等との連携強化、県内外からの応援を円滑に受け入れるための体制づくりなど、応援・受援体制の整備を進めます。</p>
--

行動項目	主担当部	他の取組主体
近隣府県との連携訓練の実施【新規】【緊急】 近隣府県からの応援・受援など連携の強化を図るため、広域で実施する訓練等を行う。	防災対策部	市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>警察災害派遣隊の対応能力の向上【新規】</p> <p>大規模災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制の整備を図るとともに、救出救助等の実戦的訓練を行う。</p>	警察本部	-
<p>防災関係機関との連携強化【緊急】(再掲)</p> <p>東日本大震災の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進させることにより、大規模災害時の応急体制の充実を図る。</p>	防災対策部	事業者
<p>災害ボランティア受入体制の整備【新規】</p> <p>「みえ災害ボランティア支援センター」の役割や運営等について必要なマニュアルの見直しを図るとともに、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等と連携して、災害ボランティアの受入体制や情報提供方策等の整備を推進する。</p>	環境生活部	市町
<p>災害ボランティア活動に関する連携強化【新規】</p> <p>みえ災害ボランティア支援センターや市町社会福祉協議会、災害支援団体が連携してボランティアの受入や、支援活動を行うことができるよう、研修や訓練を通じて連携強化を図る。</p>	環境生活部	県民 事業者 市町

(18) 避難生活の支援体制の充実

<p>災害発生直後の避難生活において避難所運営が円滑に進むよう、平成 24 年度に改訂した避難所運営マニュアル策定指針の活用促進等を通じて、事前の体制づくりを進めます。</p> <p>また、障がい者の相談体制の確保、栄養や食生活への支援、多言語による情報提供、応急的な住宅を確保するための準備など、必要な支援の取組を進めます。</p>

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進【新規】(再掲)</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成 24 年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>	防災対策部	県民 事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>福祉避難所の指定等の促進【緊急】(再掲)</p> <p>市町における福祉避難所の指定、社会福祉施設等との協定締結、福祉避難所の代替となる災害時要援護者の避難場所の確保を促進する。</p>	健康福祉部	市町
<p>避難所での障がい者相談支援【新規】(再掲)</p> <p>三重県聴覚障害者支援センター、三重県視覚障害者支援センターが中心となり、市町と協力しながら、避難所で孤立しがちな聴覚・視覚障がい者の相談支援体制を構築する。</p>	健康福祉部	県民 市町
<p>介護保険施設の相互支援協定の締結推進【新規】(再掲)</p> <p>災害時において、施設間で入所者の避難等の相互支援が円滑に行われるよう相互支援協定の締結を推進する。</p>	健康福祉部	事業者
<p>給食施設災害時体制づくりの推進【新規】</p> <p>給食施設巡回・集団指導の機会を活用して、災害時給食マニュアルの整備状況の把握及び整備への指導・助言を行う。</p>	健康福祉部	事業者
<p>三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進【新規】</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成 24 年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。</p>	健康福祉部	市町
<p>三重県男女共同参画センターの役割の明確化と充実【新規】(再掲)</p> <p>災害時に、三重県男女共同参画センターが、専門的知見を生かして相談事業や情報提供事業を行えるよう、あらかじめその果たすべき役割を明確にしておくとともに、平時から相談員の資質向上に努めるなどして機能の充実を図る。</p>	環境生活部	-
<p>「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進【新規】【緊急】(再掲)</p> <p>避難所を管理・運営する立場にある行政担当者や自治会及び学校関係者等と、避難所の運営に関わる避難住民などが、ピクトグラム(絵文字)や多言語表示シート等を用い、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報(場所やルール等)を伝えるために作成した避難所情報伝達キットの市町への普及を防災訓練や研修を通じて行う。</p>	環境生活部	市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>「みえ災害時多言語支援センター（仮称）」を通じた支援の実施【新規】(再掲)</p> <p>さまざまな主体の連携・協力による「みえ災害時多言語支援センター（仮称）」を通じて、多言語による情報提供、外国人住民からの問い合わせへの対応等を行う。</p>	環境生活部	市町
<p>災害時支援活動団体への支援【新規】</p> <p>災害時に発生する多様なニーズに迅速に対応するため、専門性をもつさまざまな団体と事前に協定を締結し、迅速に被災者支援を行う体制を整備する。</p>	環境生活部	事業者
<p>応急的な住宅の確保（応急仮設住宅）【新規】</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう検討、調整を行うとともに、市町における準備作業を促進する。</p>	健康福祉部 県土整備部	市町
<p>応急的な住宅の確保（一時提供住宅）【新規】</p> <p>災害救助法での対応以外の応急期に必要な住宅の供給を円滑に行うための手順を整理する。</p>	県土整備部	市町

(19) 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

<p>東日本大震災では、避難所運営など災害現場での意思決定に女性がほとんど参画しておらず、女性の視点がないために、女性用の物資が不足するなど、避難生活に困難を抱える場面がありました。</p> <p>男女のニーズの違いをふまえた災害対応を行うことができるよう、女性防災人材の育成など、防災現場における男女共同参画を進めます。</p>

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大【新規】(再掲)</p> <p>防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映を進める。</p>	防災対策部 環境生活部	-
<p>防災現場における男女共同参画の推進【新規】(再掲)</p> <p>避難所運営等の現場において、男女共同参画の視点をふまえたニーズ把握や意思決定が行われるよう、防災現場における方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災と男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成する。</p>	防災対策部 環境生活部	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進【新規】(再掲)</p> <p>東日本大震災の教訓をふまえ、さまざまな避難者に対応するため、平成 24 年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の活用促進を図る。</p>	防災対策部	県民 事業者 市町
<p>三重県男女共同参画センターの役割の明確化と充実【新規】(再掲)</p> <p>災害時に、三重県男女共同参画センターが、専門的知見を生かして相談事業や情報提供事業を行えるよう、あらかじめその果たすべき役割を明確にしておくとともに、平時から相談員の資質向上に努めるなどして機能の充実を図る。</p>	環境生活部	-

3 復旧・復興対策

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「ボランティア活動支援体制の充実」、「被災者の生活再建支援」など、災害から立ち直り、早期の回復を図ることにより、平穏な日常生活を取り戻し、活気のある地域を復活させるため、事前に講ずべき対策を進めます。

(20) ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

災害発生時には、電力・ガス・上下水道といったライフライン機能に障害が発生することが予想されます。ライフラインは県民生活に密接に関係するものであり、早期の復旧が必要です。想定される災害シナリオを関係機関と共有するなど連携強化を図るとともに、上下水道施設の耐震化など、仮復旧・本格復旧を早期に実現するための対策を進めます。

また、市町における災害廃棄物処理計画の策定支援にも取り組みます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有【新規】</p> <p>災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、水道、鉄道、バス等）との間で、「三重県地震被害想定調査」に基づく災害復旧シナリオ等の共有化を図る。</p>	防災対策部	事業者
<p>水道の主要施設である水管橋の耐震化推進</p> <p>水道用水供給事業の主要施設である水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める。</p>	企業庁	-
<p>市町水道事業者の応急給水体制の情報共有</p> <p>「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。</p>	環境生活部	市町
<p>工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進</p> <p>工業用水道事業の主要施設である水管橋は、被災した場合、構造が複雑で応急復旧に長期間を要するものが多数あ</p>	企業庁	-

行動項目	主担当部	他の取組主体
ることから、被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める。		
工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進【新規】 工業用水道事業の浄水場等における沈澱池、ポンプ所等の主要施設は、被災した場合、人命や社会的に甚大な被害を及ぼすと考えられることから、浄水場等における主要施設の耐震化を進める。	企業庁	-
下水道施設の耐震化 ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせた地震対策計画を策定するとともに、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて施設の耐震化を進める。	県土整備部	市町
下水道地震・津波BCP計画の策定【新規】 大規模地震時のリスク低減のための危機管理対策の強化及び迅速な応急対応や活動支援のための準備行動など、業務継続等に資する計画の策定に取り組む。	県土整備部	市町
市町災害廃棄物処理計画策定の推進【新規】 発災後、市町が災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために、全市町で災害廃棄物処理計画が策定（改訂）されるよう取組を進める。	環境生活部	市町
農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化【新規】 県内にある農業集落排水施設のうち、避難所等の地域防災対策上必要と定めた施設からの排水を受ける施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な耐震検討及び耐震化を行なう。	農林水産部	市町
鉄道施設の耐震対策の促進（再掲） より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。	地域連携部	事業者 市町

(21) ボランティア活動支援体制の充実

<p>ボランティアによる支援は、被災地の復旧・復興を進める多くの場面において、欠かすことのできない活動です。</p> <p>被災地ニーズの把握や情報提供、県内外からのボランティアの受入体制の整備など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、災害時に発生する多様なニーズに対応するため、災害時に支援活動</p>
--

を行う団体の連携強化も図ります。

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>災害ボランティア受入体制の整備【新規】(再掲)</p> <p>「みえ災害ボランティア支援センター」の役割や運営等について必要なマニュアルの見直しを図るとともに、市町や社会福祉協議会、災害支援団体等と連携して、災害ボランティアの受入体制や情報提供方策等の整備を推進する。</p>	環境生活部	市町
<p>災害ボランティア活動に関する連携強化【新規】(再掲)</p> <p>みえ災害ボランティア支援センターや市町社会福祉協議会、災害支援団体が連携してボランティアの受入や、支援活動を行うことができるよう、研修や訓練を通じて連携強化を図る。</p>	環境生活部	県民 事業者 市町
<p>災害時支援活動団体への支援【新規】(再掲)</p> <p>災害時に発生する多様なニーズに迅速に対応するため、専門性をもつさまざまな団体と事前に協定を締結し、迅速に被災者支援を行う体制を整備する。</p>	環境生活部	事業者
<p>災害時における企業のボランティア活動の促進【新規】(再掲)</p> <p>企業が災害時に、近隣地域や被災地域において行うボランティア活動を促進する。</p>	防災対策部 雇用経済部	事業者

(22)被災者の生活再建支援

県民生活の早期再建を図るためには、避難所や応急仮設住宅での生活を早期に解消し、住まいの再建、雇用と収入の確保を支援する必要があります。

健康支援や住宅確保など被災者からの相談体制の構築を図るとともに、事業者に対して経営や生産の再開に必要な資金援助にかかる情報提供を行うなど、早期の生活再建、事業再開に向けて必要となる取組を進めます。

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進【新規】(再掲)</p> <p>災害時における健康支援活動は、迅速・安全・的確に行うこと、また災害が長期化した場合は、生活環境の変化等による公衆衛生的な側面から継続した支援活動が必要となることから、東日本大震災の教訓もふまえ、平成 25 年 3 月に改訂した「三重県災害時保健師活動マニュアル」の活</p>	健康福祉部	市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
用促進を図る。		
三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進【新規】(再掲) 東日本大震災の教訓をふまえ、災害時の保健活動における栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に展開するため、平成 24 年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」の活用促進を図る。	健康福祉部	市町
住宅相談体制の構築【新規】 被災者住宅確保のための相談需要に応えるための体制(地域ごとの体制も含む)を構築し、被災者の自宅再建等の判断を支援できるようにする。	県土整備部	市町
被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知【新規】 被災した県内農林水産業者への融資制度の周知や各種情報を提供する。	農林水産部	-
企業向け融資制度の運用 企業が防災・安全対策に取り組むために必要な資金について、融資ができるような制度の運用を行う。	雇用経済部	-

(23) 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

<p>迅速な復興を実現するためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いた上で、事前に復興プロセスを確立し円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要があります。</p> <p>震災復興にかかる指針の策定検討を行うほか、被災地から学ぶ震災復興にかかる情報を市町と共有するなど、復興に向けての準備を進めます。</p>
--

行動項目	主担当部	他の取組主体
住宅復興計画策定のための事前検討【新規】 住宅再建等戸数の算定(災害公営住宅を含む)支援策等について事前に検討する。	県土整備部	市町
「三重県復興指針(仮称)」の作成に向けた検討【新規】 大規模な地震・津波による甚大な被害からの速やかな復興を目的として、東日本大震災の被災地の復興事例を参考として、本県の震災復興にかかる指針策定に向けた検討に着手する。	防災対策部	事業者 市町

行動項目	主担当部	他の取組主体
<p>震災復興に関する市町への情報提供【新規】</p> <p>東日本大震災への支援の実績、被災地における復旧・復興事例、他地域における事前復興の取組事例等、復興に向けて必要となる情報について、市町との共有化を図る。</p>	防災対策部	市町
<p>復旧・復興期にまで視野を広げた防災啓発の実施【新規】</p> <p>さまざまな防災研修等の場において、予防対策に加え、東北地方の復旧・復興過程を学ぶ内容を盛り込むなど、県民の皆さんが自分自身の復興イメージをつかむことができるような、防災啓発を行う。</p>	防災対策部	-
<p>地籍調査の促進【新規】</p> <p>大規模災害への備えとして、現地復元性のある地図を整備するため、市町が行う地籍調査の促進を図る。</p>	地域連携部	市町

【行動項目の記載例】

行動項目				主担当部	他の取組主体
1 。				8	9
2					
	現状 (24年度末)	3年後 (27年度末)	5年後 (29年度末)		
3	4	5	6		
(アクション)					
7					

- | | |
|--------------|--|
| 1 行動項目 | <p>具体的な取組（行動）の名称を記載。また、以下の区分に該当する場合は、項目の後に【 】書きで記載。
 【新規】: 東日本大震災の発生を契機とした新たな取組。
 もしくは、震災前から継続していた取組であっても、震災をふまえ従前とは異なる方法やしくみにより実質的に新たな観点から行動を起こす取組。また、従前の「地震対策アクションプログラム」での位置づけはなかったものの、改めて三重県の地震・津波対策に資する対策として、本計画において初めて位置づけを行った取組。
 【緊急】: 緊急地震対策行動計画からの継続取組。
 なお、震災後に新たな取組として、緊急地震対策行動計画で取り組み、本計画においても、継続して取り組む必要がある取組については、【新規】【緊急】と併記。</p> |
| 2 取組内容 | 当該行動項目にかかる県の主な取組内容を記載。 |
| 3 目標項目 | 取組内容を通じて達成すべき目標項目を記載。 |
| 4 現状 | 目標項目の現状（平成 24 年度末見込み）を、数値あるいは定性的表現で記載。 |
| 5 目標（27 年度末） | 目標項目の平成 27 年度末での状態、3 年間の取組量または毎年の取組量、3 年間での進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。 |
| 6 目標（29 年度末） | 目標項目の平成 29 年度末での状態、5 年間の取組量または毎年の取組量、5 年間での進捗率等を、数値あるいは定性的表現で記載。 |
| 7 アクション | 当該行動項目の実現、目標項目の達成に向けて、具体的に実行する（もしくは実行予定の）アクション |
| 8 主担当部 | 中心となって担当する県の担当部名を記載。 |
| 9 他の取組主体 | <p>県以外の取組主体を次により記載。
 県民：県民一人ひとり、自主防災組織、ボランティアなど
 事業者：企業、医療法人、学校法人など
 市町：市町（各部課、教育委員会、消防本部など）</p> |

3 ~ 7 については、最終案の公表時に記載する予定です。
 また、P16 にて示したとおり、それぞれの行動項目は、過去 100 ~ 150 年の間隔で繰り返し三重県を襲ってきた大規模地震を念頭に置いた対策ですが、最大クラスの地震への対応も想定した行動項目については、同じく最終案の公表時に、その旨記載する予定です。

【参考資料】

1 三重県新地震・津波対策行動計画の検討の流れ

2 用語の説明

（ 本計画の検討の流れ、用語の説明については、最終案の公表時に記載する予定です。 ）